

暴力団排除条例

が制定されました。

この条例は、市町村、事業者、住民等が一体となって地域経済の場や住民生活の場から暴力団を排除し、安全で平穏な街を確立するために制定されました。

条例の主な内容

- 公共工事その他の事業から暴力団を排除する
- 公共施設を暴力団の活動に利用させない
- 暴力団排除の広報活動を行う
- 青少年に対して、暴力団排除の指導を行う

暴力団追放!!

「三ない運動」

暴力団を

「利用しない」「恐れない」「金を出さない」

